



町議会議員選挙事前説明会

9月12日執行の町議会議員選挙の立候補予定者事前説明会を次のとおり開催します。

- 【日 時】 8月6日（金）13時30分～
- 【場 所】 役場本庁舎 4階会議室
- 【持ち物】 筆記用具
- 【その他】 出席は、立候補予定者1人につき3人以内です。

照会先 選挙管理委員会 電話（85）7111（内線337）

★ホームページ URL <http://www.town.hakone.kanagawa.jp>

★「広報はこね」が届いていない方は、役場、出張所、出先機関などに置いてあります。
（発行／箱根町役場 〒250-0398 箱根町湯本 256番地）

～裏面もご覧ください～

マイナンバーカード専用

夜間休日窓口開設

新規申請写真不要！ 郵送受け取り可！

マイナンバーカードの交付を推進するため、夜間や休日でなければ窓口に来られない方のために、次のとおり窓口を開設しますので、利用してください。

既に申請済のカードの受け取りや電子証明書の更新・発行、カードの新規申請ができます。新規申請ではオンライン申請サポートも行いますので、写真がなくてもカードが申請でき、カードを郵送で受け取ることも可能です。

開設日時

7月	14日(水)	17:15~19:15
8月	4日(水)	17:15~19:15
	21日(土)	8:30~12:00
	25日(水)	17:15~19:15
	29日(日)	8:30~12:00

【場 所】 役場 本庁舎2階 総務防災課町民係窓口

【取扱業務】 マイナンバーカードの申請・受け取り、
電子証明書の更新・発行、
マイナポイント予約支援など。

いずれの手続きも本人確認書類が必要です。
ご不明な点等につきましては、事前に問い合わせてください。

照会先 総務防災課町民係 電話(85)7160

月 日	
サイン	

- ★ 読み終わったらすぐ次の方へ回覧しましょう。
- ★ この回覧「まちだより」は町のホームページにも掲載しています。

子育て世帯生活支援特別給付金について

低所得の子育て世帯について、新型コロナウイルス感染症の影響による子育て負担の増加や収入の減少に対する支援を行うため、特別給付金を支給します。

給付金名：令和 3 年低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）

※ 令和 3 年子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）との二重受給はできません。

支給対象を確認して申請してください

【支給対象】 『ア + イ』または『ア + ウ』に当てはまる方

ア) ひとり親世帯以外の方

イ) 令和 3 年度 4 月分の『児童手当』・『特別児童扶養手当』の受給者で、令和 3 年 1 月 1 日以降の収入が急変し、収入が住民税非課税相当の水準となった方

ウ) 平成 15 年 4 月 2 日から平成 18 年 4 月 1 日までに出生した児童を養育している方で住民税が非課税、または令和 3 年 1 月 1 日以降の収入が急変し、収入が住民税非課税相当の水準となった方

【対象児童】 平成 15 年（2003 年）4 月 2 日以降生まれの児童

※障がい児は平成 13 年（2001 年）4 月 2 日生まれ以降の児童

【支給額】 児童 1 人当たり 5 万円

【申請期間】 令和 4 年 2 月 28 日（月）まで随時受付

【申請方法】 子育て支援課窓口にて必要書類を記入していただきます。
次の必要書類を用意して来てください。

【必要書類】 ① 申請者・配偶者などの本人確認書類の写し
② 受取口座確認書類（通帳などの写し）
③ 収入（所得）額などを証する資料（家計状況に関する書類、給与明細など）
※申請する月に可能な限り近接した月のもの

【支給方法】 申請書審査後、児童手当・特別児童扶養手当を支給している口座、または子育て支援課窓口にて指定していただいた口座に振り込みます。

収入における非課税対象の目安

世帯の人数	非課税相当収入限度額
3人（夫婦子1人）	146.9万円
4人（夫婦子2人）	187.7万円
5人（夫婦子3人）	232.7万円
6人（夫婦子4人）	277.7万円
7人（夫婦子5人）	322.7万円

(注)世帯人数は次の合計人数

- 申請者本人
- 同一生計配偶者
(収入金額 103万円以下の者)
- 扶養親族
(16歳未満の者も含む)

以下の方は申請不要で受給できます

【支給対象】 次の A、B の両方に当てはまる方

A) 令和3年度4月分の『児童手当』または『特別児童扶養手当』の受給者

B) 令和3年度住民税が非課税の方

※詳しくは個別に通知している書類をご覧ください。

照会先 子育て支援課 電話 (85) 9595

木造住宅無料耐震相談会のご案内

近年地震の頻発化により旧耐震基準の木造住宅（昭和 56 年 5 月 31 日以前建築の木造住宅）の倒壊被害が危ぶまれています。

神奈川県建築士事務所協会県西支部の協力を得て、木造住宅の無料耐震相談会を開催しています。耐震相談会では、建築確認通知書や平面図により、簡易的な耐震診断を行います。自宅が地震に対してどれくらい安全であるのか、この機会に確認してみましょう。

【簡易診断とは】

建築確認通知書や平面図を用いて、図面上で耐震性の有無を判定します。

※あくまで簡易診断なので、正確な耐震性の有無を知りたい方は、簡易診断の後に、一般耐震診断（町補助制度あり）を受けることを推奨します。

【対象の住宅】

住民の皆さんが自ら所有し、かつ居住する木造住宅で次のどちらにも該当するものが対象です。

○昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築された 2 階建て以下の専用住宅または併用住宅（併用住宅は 2 分の 1 以上が住宅の用途のもの）

○枠組壁工法またはプレハブ工法でないもの。

【申込方法】

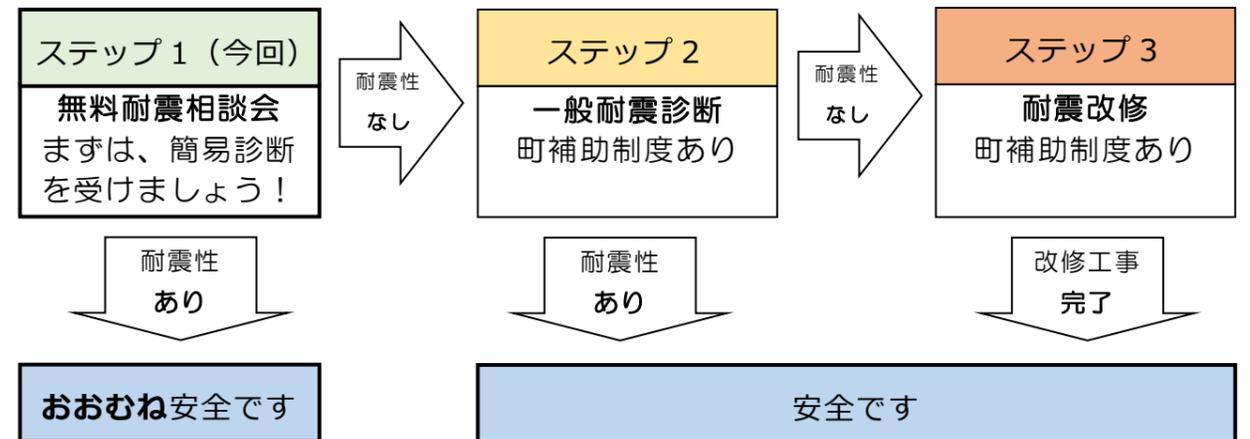
日時・場所は別途個別に調整しますので、電話で申し込み、確認をしてください。

○相談会には、**建築年や建物の概要が分かるもの**（建築確認通知書、建物の平面図や間取図、内観や外観の写真など）を用意してください。

図面などが無い場合でも相談は可能です。



【地震に強い家にするためのフロー】



【昭和 56 年以前に建築された木造住宅はなぜ危険？】

現在の耐震基準※が導入される以前のものであるため、大規模な地震に耐えられない住宅が多いと言われています。阪神・淡路大震災では、約 25 万棟の家屋が全壊・半壊し、6,000 人を超える方が犠牲となりました。犠牲者の約 9 割が建物、家具等の倒壊による圧迫死や窒息死であるとされています。倒壊等の大きな被害となった建物の大半が昭和 56 年以前に建築された木造住宅に集中しました。また、平成 28 年 4 月に発生した熊本地震についても、阪神・淡路大震災と同規模のものでした。このことから、昭和 56 年以前の住宅にお住まいの方は、耐震診断を行い、自宅の耐震性を確認する必要があります。

※現在の耐震基準…震度 5 強程度の中規模地震に対してはほとんど損傷を受けず、極めてまれに発生する大規模地震（震度 6 強～震度 7 程度）に対して、生命の危機を及ぼすような倒壊などの被害が生じないことを目標として定めた基準のこと。

★詳しくは役場ホームページ、または都市整備課へ問い合わせてください。

箱根町役場ホームページ → こんなときどうする？ → 緊急・防災・消防
→ **木造住宅耐震化補助事業について** をご覧ください。

申込・照会先 都市整備課景観推進係 電話 (85) 9566

郷土資料館 夏休み全日開館します！

夏休み期間中（7月21日～8月31日）郷土資料館は、全日開館します。

ぜひ、見学に郷土資料館に来てください。

なお、期間中、町民無料日以外も、町内在住の小学生・中学生は無料で入館できます。入館の際、受付に申し出てください。

（町民無料の日（7月21日～27日）を除いて、高校生以上の付き添いの方は有料（一般300円）となります。）

照会先 郷土資料館（教育委員会生涯学習課） 電話（85）7601



今日から実行！ 家庭での食中毒予防

食中毒の主な原因は細菌やウイルスで、夏期（6～9月）は、特に、細菌による食中毒が多く発生します。

食中毒は、家庭での食事でも発生していますので、食中毒を防ぐ3つの原則と6つのポイントで、食中毒を防ぎましょう。

家庭での食中毒予防のポイント！

食品を購入してから、調理して、食べるまでの過程で、食中毒予防のための3つの原則、細菌を『つけない』、『増やさない』、『やっつける』をどのように実践していくかにあります。ここでは、6つのポイントで、具体的な方法を紹介していきます。

食中毒予防のための6つのポイント ※今回は、①～③のポイントをお伝えします。

①食品の購入 ②家庭での保存 ③下準備 ④調理 ⑤食事 ⑥残った食品

【①食品の購入】

- ・肉、魚、野菜などの生鮮食品は、新鮮な物を購入しましょう。
- ・消費期限などを確認し、購入しましょう。
- ・肉汁や魚などは、汁が他の食品につかないように、ビニール袋に入れて持ち帰りましょう。
- ・生鮮食品など、冷蔵や冷凍の温度管理が必要な食品の購入は、買い物の最後にし、購入したら寄り道せず、すぐに帰るようにしましょう。

【②家庭での保存】

- ・冷蔵や冷凍の温度管理が必要な食品は、持ち帰ったらすぐに冷蔵庫や冷凍庫に入れましょう。
- ・冷蔵庫や冷凍庫の詰めすぎに注意しましょう。目安は、7割程度です！
- ・冷蔵庫は、10℃以下、冷凍庫は-15℃以下に維持することが目安です。
- ・肉や魚などは、ビニール袋や容器に入れて、他の食品に汁がかからないようにしましょう。
- ・肉、魚、卵などを取り扱う時は、取り扱う前と後に必ず手を洗いましょう。
- ・食品を流し台の下に保存する場合は、水漏れなどに注意し、直接、床に置かないようにしましょう。

【③下準備】

- ・調理の前後や肉、魚、卵を取り扱った後、途中、動物を触った後など、せっけんで丁寧に手を洗い、流水で十分に洗いましょう。
- ・野菜などの食材は、流水できれいに洗いましょう（カット野菜もよく洗いましょう。）
- ・肉や魚などの汁が、果物やサラダなど生で食べるものや調理済みのものにかからないようにしましょう。
- ・包丁やまな板は、肉用、魚用、野菜用と別々にそろえて使い分けると安全です。
- ・冷凍食品の解凍は、冷蔵庫や電子レンジを利用し、自然解凍はさけ、使う分だけ解凍し、冷凍や解凍を繰り返さずに使い切りましょう。
- ・使用後の調理器具やふきん、タオル、スポンジなどは、洗剤と流水でよく洗いましょう。更に煮沸や熱湯をかけたり、台所用殺菌剤の使用も効果的です。



不用品交換情報

譲ります！
譲ってください！！

(6月29日現在)

譲ります

番号	品名	規格	状態	価格
1356	ベビーカー		新品	応相談
1358	犬小屋	中型犬用	良い	有償
1359	スイングベッド		良い	無料
1360	アクリル水槽	45 cm × 45 cm × 60 cm	普通	無料
1361	ロックミシン	1本針3本糸	良い	無料

譲ってください

番号	品名	規格	状態	価格
2133	キーボード		普通	無料
2134	猫用品	キャリーバッグ、ケージ、シート、フード等	普通	無料
2135	ダイニングテーブル ダイニングチェア		普通	無料

- ※ 状態は新品・良い・普通・多少傷ありの4段階で表しています。
- ※ 家庭で使わなくなった品物などを、ごみに出す前に「不用品交換情報」に登録しませんか。他に必要としている方に、有料または無料で譲ることができます。
また、同時に譲ってほしいものの情報登録も受け付けています。
掲載期間は登録日から6か月間です。
- ※ 希望の商品が見つかったら、登録者の連絡先を知らせますので、連絡してください。
- ※ 本情報は、町内在住者のみ有効となります。
また、その後の引き取り方法などの交渉は当事者間で行って下さい。
なお、その際に問題が生じた場合は、当事者間の話し合いなどにより解決してください。

申込・照会先 環境課環境政策係 電話(85)9565

